

アスベスト調査委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用

本アスベスト調査委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」等による。

1. 1 件 名成増生涯学習センター長寿命化改修基本設計・実施設計業務委託.....
1. 2 委託場所板橋区成増一丁目12番4号.....
1. 3 契約期間契約確定の日の翌日から、令和9年2月26日まで.....
1. 4 委託業務内容

調査の概要

敷地面積 : 約 1,694 m².....

構造・規模 : RC造一部SRC造、地上3階地下1階.....

延床面積 : 約 2,620 m².....

告示第8号の建築物の類型（文化・交流・公益施設 第1類）.....

2 業務の内容

2. 1 調査業務の範囲

調査業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一次スクリーニング（資料調査）
- 二次スクリーニング（目視調査）
- サンプル採取
- 分析調査（定性）
- 分析調査（定量）
- 浮遊石綿濃度測定
- 報告書作成

調査部位

- 配管等の保温材..... (□レベル1 ■レベル2 □レベル3)
- 各種内装材..... (□レベル1 □レベル2 ■レベル3)
- (□レベル1 □レベル2 □レベル3)

2. 2 調査業務の内容

前記の調査業務の範囲の業務内容は、以下のとおりである。

(1) 一次スクリーニング（資料調査）

この調査は吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他施設の、アスベスト含有分析調査をする場合に適用する。石綿含有

材料は、すべての種類の石綿及びそれらをその重量の 0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有材料の種類は、①吹付材、②耐火被覆材、断熱材、保温材、③成形版等で「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。次の URL で最新版を参照すること。

東京都環境局 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals

建築年次、構造、既存の設計図等により、アスベストの「使用の有無」について調査し、使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を記録すること。

石綿含有材料の特定については、「目で見えるアスベスト建材（第 2 版）国土交通省」及び「石綿含有建材データベース」などを参考に判断すること。

(2) 二次スクリーニング（目視調査）

調査対象である建築物その他の施設等において、現場目視により、アスベストの「使用の有無」について調査し、使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を記録すること。

(3) サンプル採取

石綿含有保温材等の試料採取は 1 検体につき原則 3 箇所から行う。点検口のある場合は、点検口から石綿含有保温材等の有無を確認し、点検口が無い場合は、室の用途、工区等を考慮し必要に応じて天井面に開口を設け確認する。なお、サンプル採取の際には、粉じんが飛散しないよう配慮して行い、その後適切に補修を行うなど必要な措置を講ずること。

(4) 分析調査（定性）

JISA 1481-1、1481-2 に基づく分析方法によりクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを含む全ての種類の石綿について、調査し、記録する。

(5) 分析調査（定量）

JIS A 1481-3 に基づく分析方法によりクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを含む全ての種類の石綿について、調査し、記録する。

(6) 浮遊石綿濃度測定

アスベスト含有率が 0.1%を超える石綿含有保温材等を有する室があった場合、監督員に速やかに報告すると共に、協議のうえ当該室内の浮遊石綿濃度測定を行う。

(7) 報告書作成

調査方法、含有が確認された部分の状況写真、調査を行った施設・部位毎の結果（天井の状態、点検口、穴あけの有無、石綿含有材料の有無、浮遊石綿濃度測定結果、損傷状況、石綿含有の可能性のある成形板の使用の有無など）精度管理状況等を図面・表に取りまとめること。その他、監督員の指示による。

また、2.2 の調査を終了した日、調査の方法及び結果の報告書を提出し、監督員に説明を行うこと。その概要を「大気汚染防止法」第 18 条の 17 第 4 項及び「石綿障害予防規則」第 3 条に基づき、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

2. 3 調査業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに調査業務に着手しなければならない。
- (2) 受託者は、調査業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項について、その内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 調査業務の条件
 - イ 仕様書及び適用基準等
 - ウ 調査業務の範囲および内容

2. 4 業務の処理

- (1) 受託者は、監督員の指示に従い業務に必要な調査を行い、各基準等に基づいて資料及び報告書を作成する。
- (2) 現場調査等は、アスベストの分析等に必要な知識・経験を有するものが従事しなければならない。
- (3) 本調査は、設計図書に従い行うが、設計図書に明示されていない事項でも調査の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い調査すること。

2. 5 成果物等及び提出部数

業務成果物及び提出部数は以下による。

- ア アスベスト調査報告書 1 部
- イ 同報告書の電子データ版 (CD-R) 1 部

※電子データは、PDF、JWW-CAD、Excel 等の汎用形式とすること。